入　札　説　明　書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和46年公営企業管理規程第９号。以下「会計規程」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

別記中１のとおり。

２　入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和８年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
(3) 愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っている者であること。
(4) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
(5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

３　電子入札等に関する事項

(1) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により、入札書の提出、開札等の行為を行う。
(2) 電子入札システムの利用者登録を行った入札参加者については、運用基準７(1)又は７(2)の規定に基づき、愛媛県公営企業管理者が適当であると認めた場合に限り、紙入札方式によることができるものとする。

なお、運用基準７(1)に基づき当初から紙入札を希望する者は、10月28日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前８時30分から午後５時15分までをいう。以下同じ。（ただし、10月28日は午後５時00分まで））に、運用基準７(1)に定める「紙入札方式参加承認申請書」（様式６）を別記中４に掲げる場所へ持参すること。

４　入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規程、運用基準及び契約に関して愛媛県公営企業管理者が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中４及び５に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
(2) 入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
(4) 入札書の提出方法、受領期限等は、別記中２の(1)のとおり。
(5) 入札書のほかに提出する書類の提出先、受領期限等については、別記中３のとおり。

(6) 入札参加者は、電子入札システムにより入札した金額の変更又は取消しをすることはできない。
(7) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
(8) 入札金額は、供給物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税、契約付帯条件等納入場所渡しに要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税部分となる金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計（入札者が見積もる契約金額。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち消費税及び地方消費税の課税部分となる金額の 110 分の 100 に相当する金額と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計額を電子入札システムにより入札すること。
(9) 入札参加者又はその代理人は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
(10) 入札公告等において特定銘柄物品又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき指定する期日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札を落札決定の対象とする。
(11) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札は落札決定の対象としない。
(12) 開札の日時及び開札の場所は、別記中２の(2)のとおり。
(13) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。入札参加者又はその代理人が、開札の立会いを希望しないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
(14) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(13)の立会職員以外の者は入場することができない。
(15) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。
(16) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。
(17) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
(18) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
(19) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、

入札期限を電子入札システム及びその他の手段により通知して行う。

５　入札保証金

(1)　入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金を納付しなければならない。

(2)　(1)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規程第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の例による。

６　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

(1)　公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2)　供給物品名及び入札金額のない入札書

(3)　入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(4)　供給物品等の名称に重大な誤りのある入札書

(5)　入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書が不明瞭な入札書

(6)　入札金額を訂正した入札書

(7)　入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の 100 分の５に達しない場合の当該入札書

(8)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札書

(9)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(10)数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書

(11)電子くじ入力番号（任意の３桁の数字）の記入がない入札書

(12)その他、入札に関する条件及び運用基準に違反した入札書

７　落札者の決定

(1)　有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

(3)　落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を、入札者に通知するものとする。

(4)　落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

８　契約保証金

(1)　契約の相手方は、契約の際において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約保証金を所定の手続きに従い納付しなければならない。

(2)　(1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、愛媛県公営企業会計規程第 176 条において例によることとされる会計規則の例による。

９　契約書の作成

(1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（kigyousoumu@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から５日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

10　契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

11　入札者に求められる義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた供給物品に係る技術仕様、適合性の説明及び必要な解説資料について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。

12　資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790－8570
愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
電話　089－912－2156

13　その他必要な事項

(1) 契約事務担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中４のとおり。

(2) 物品の仕様に係る担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中５のとおり。

(3) 入札参加者は、契約事務又は物品の仕様について疑義がある場合は、電子入札システムの質問機能を利用するのではなく、加入電話、ファクシミリ等により照会すること。

(4) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) ２の(5) に定める法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合の証明に当たっては、必要な許可証等の写しを、別記で示す「入札参加申込書」と同時にＰＤＦ形式で提出すること。

(6) 入札参加者若しくはその代理人が開札の立会いを希望する際には、開札日前日ま

でに別記中４の担当者に事前連絡を行うこと。

(7)　１回目の入札において落札者が決定しなかった場合は、２回目の入札書受領期限を電子入札システム等により連絡するので、入札参加者は、定められた受領期限までに入札等の処理を行うこと。

別 記

１　競争入札に付する事項

(1) 件名
インピーダンスオージオメーターの購入

(2) 購入物品及び数量
インピーダンスオージオメーター　１式
（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(3) 購入物品の内容等
別添仕様書のとおり

(4) 納入期限
令和９年３月 12 日（金）

(5) 納入場所
納入機器が全て作動することを双方が確認した上で、次に掲げる場所に納入すること。
愛媛県松山市春日町 83 番地　愛媛県立中央病院

(6) 入札方法
(2) についての総価で行う。

２　入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法及び受領期限
11 月 5 日（木）から 11 月 6 日（金）の電子入札システム稼動時間中（午前９時 00 分から午後８時 00 分まで（ただし、11 月 6 日は午後１時 29 分まで））に電子入札システムにより提出すること。

(2) 開札の日時及び場所
令和８年 11 月 6 日（金）　午後 1 時 40 分
愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第一別館５階）

３　入札書のほかに提出する書類について

(1) 提出方法及び受領期限
公告日から 10 月 28 日（水）までの間の電子入札システム稼動時間中（午前９時 00 分から午後８時 00 分まで（ただし、10 月 28 日は午後５時 00 分まで））に電子入札システムにより提出すること。

(2) 様式等
ア　入札参加申込書
（別紙作成例を参考に作成すること。電子入札システムにより提出する場合は、押印を要しない。）
提出部数：１部

イ　法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明する書類
提出部数：１部
（ただし、今年度の公営企業管理局の入札に参加し、既に提出済みである場合には、提出を要しない。）

ウ　入札（契約）保証金の免除を希望する場合には、
○県を被保険者とする入札保証保険証書
(注)電子入札システムで申請する場合、別途原本を持参する必要があります。
又は
○過去２年間に、国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約をしたことを証明する契約書の写し

（注）２件以上の実績が必要。なお、当該実績が愛媛県公営企業管理局との契約であるときは、契約書写しの添付は要しないものとします。

提出部数：１部

４　契約事務担当者等

(1) 担当者　　小林
(2) 部局名　　愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
(3) 所在地　　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
(4) 電話番号　（089）912－1000（内線 4620）又は（089）912－2794

５　物品の仕様に係る担当者等

(1) 担当者　　久保田
(2) 部局名　　愛媛県公営企業管理局県立病院課施設係
(3) 所在地　　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
(4) 電話番号　（089）912－2816

作成例

（入札参加申込書）

令和□年○月△日

愛媛県公営企業管理者　東野　政隆　様

電子入札システムにより提出する場合は、押印を要しない

住　所　　○○県○○市○○○○丁目○○番地○

会社名　　○○○○株式会社

代表者名　代表取締役社長　○○○○

令和**年**月**日付け入札公告に係る○○○○○○○○○○の購入に関して、弊社では、納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることから、入札への参加を申し込むとともに、応札予定物品、納入実績及び法令等の定めによる許認可等に基づく営業であることを証明する書類について、下記のとおり報告します。

なお、愛媛県会計規則第137条（第154条）の規定により、入札（契約）保証金の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

入札保証金の免除を希望する場合に記入

記

メーカー名、規格・型式名を記載

1　応札予定物品

○○○○○製　○○○○○○　○式（使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

(1)応札を予定するものと同一の実績がない場合、機能等について同程度の機器の実績を記載。
(2)愛媛県内の実績がない場合は他の地域における事例について記載。
(3)公立病院への納入実績がない場合は、民間病院への納入実績を記載。
(4)民間病院等への納入実績もない場合は、実績なしと記載。

2　納入実績

納入年月日	納入先	メーカー名・型式	数量	備考
○○年○月○日	○○県立○○病院	○○○○○製 ○○－○○○○○○	○式	
○○年○○月○○日	○○○○病院	○○○○○製 ○○－○○○○	○式	

3　法令等の定めによる許認可等に基づく営業であることを証明する書類

□提出済み　　□別添のとおり

該当するチェックボックスにチェックマーク（☑）を入れる。
(1)法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合は、その許認可等に基づく営業であることを証明する書類（許可証等の写し等）を添付する。
(2)今年度の愛媛県公営企業管理局の入札に参加し、既に提出済みである場合は、「提出済み」のチェックボックスにチェックマーク（☑）を入力することにより、添付は要しないものとする。

4　入札（契約）保証金の免除申請に係る関係書類

□県を被保険者とする入札保証保険証書（注）電子入札システムで申請する場合、持参すること。

□過去２年間に国、地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約をしたことを証明する契約書の写し（注）２件以上

該当するチェックボックスにチェックマーク（☑）を入れる。
種類及び規模を同じくする契約実績により免除申請を行う場合、当該実績が愛媛県公営企業管理局との契約であるときは、契約書写しの添付は要しないものとする。※本書余白に当該契約日・件名を記載すること。